

別紙

○低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について（平成 18 年 12 月 19 日付け 18 経第 1360 号大臣官房経理課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|------------|--------|--------|------------|------------|------------|-----|--|-------|-------|-------|--------|------------|------------|------------|-----|
| <p>1 特別重点調査の実施対象</p> <p>(1) 特別重点調査は、予定価格 2 億円以上の工事において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">直接工事費</th> <th style="text-align: center;">共通仮設費</th> <th style="text-align: center;">現場管理費</th> <th style="text-align: center;">一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>90%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>80%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>80%</u></td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 予定価格 2 億円未満の工事において、部局長（農林水産省会計事務取扱規程(昭和 44 年農林省訓令第 9 号)第 2 条第 1 項に規定する部局長をいう。以下「部局長」という。)が必要と認めて試行することとした場合についても同様とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> | 直接工事費 | 共通仮設費 | 現場管理費 | 一般管理費等 | <u>90%</u> | <u>80%</u> | <u>80%</u> | 30% | <p>1 特別重点調査の実施対象</p> <p>(1) 特別重点調査は、予定価格 2 億円以上の工事において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">直接工事費</th> <th style="text-align: center;">共通仮設費</th> <th style="text-align: center;">現場管理費</th> <th style="text-align: center;">一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>75%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70%</u></td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 予定価格 2 億円未満の工事において、部局長（農林水産省会計事務取扱規程(昭和 44 年農林省訓令第 9 号)第 2 条第 1 項に規定する部局長をいう。以下「部局長」という。)が必要と認めて試行することとした場合についても同様とする。</p> <p><u>(3) VE 提案等により示された新技術、新工法等によりコスト縮減の達成が可能であり、入札者が提出する様式 3 に基づき、部局長がその縮減金額の妥当性を確認した場合においては、入札者の申込みに係る価格の積算内訳の額に当該縮減金額を加算した額を用いて (1) に定める基準に該当するかどうかを判別する。</u></p> | 直接工事費 | 共通仮設費 | 現場管理費 | 一般管理費等 | <u>75%</u> | <u>70%</u> | <u>70%</u> | 30% |
| 直接工事費 | 共通仮設費 | 現場管理費 | 一般管理費等 | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>90%</u> | <u>80%</u> | <u>80%</u> | 30% | | | | | | | | | | | | | | |
| 直接工事費 | 共通仮設費 | 現場管理費 | 一般管理費等 | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>75%</u> | <u>70%</u> | <u>70%</u> | 30% | | | | | | | | | | | | | | |

2 [略]

3 提出を求める資料等と確認内容

部局長は、特別重点調査においては、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」記第4の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出を求め、当該各号に記載する内容を特に重点的に確認するものとする。

(1) [略]

(2) 積算内訳書(様式2-1、様式2-2、様式2-3)

ア～オ [略]

カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式4に記載する技術者及び様式13-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法(昭和34年法律第137号)に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ～ケ [略]

(3) 下請予定業者等一覧表(様式3)

[略]

(4) 配置予定技術者名簿(様式4)

2 [略]

3 提出を求める資料等と確認内容

部局長は、特別重点調査においては、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」記第4の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出を求め、当該各号に記載する内容を特に重点的に確認するものとする。

(1) [略]

(2) 積算内訳書(様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3)

ア～オ [略]

カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法(昭和34年法律第137号)に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ～ケ [略]

(3) 下請予定業者等一覧表(様式4)

[略]

(4) 配置予定技術者名簿(様式5)

| | |
|--|--|
| <p>[略]</p> <p>(5) 手持ち工事の状況 (様式5-1、様式5-2)</p> <p>[略]</p> <p>(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (様式6)</p> <p>[略]</p> <p>(7) 手持ち資材の状況 (様式7-1)</p> <p>[略]</p> <p>(8) 資材購入予定先一覧 (様式7-2)</p> <p>[略]</p> <p>(9) 手持ち機械の状況 (様式8-1)</p> <p>[略]</p> <p>(10) 機械リース元一覧 (様式8-2)</p> <p>[略]</p> <p>(11) 労務者の確保計画 (様式9-1)</p> <p>[略]</p> <p>(12) 工種別労務者配置計画 (様式9-2)</p> <p>[略]</p> <p>(13) 建設副産物の搬出地 (様式10)</p> <p>[略]</p> <p>(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式11)</p> <p>[略]</p> <p>(15) 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式12-1)</p> <p>[略]</p> | <p>[略]</p> <p>(5) 手持ち工事の状況 (様式6-1、様式6-2)</p> <p>[略]</p> <p>(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (様式7)</p> <p>[略]</p> <p>(7) 手持ち資材の状況 (様式8-1)</p> <p>[略]</p> <p>(8) 資材購入予定先一覧 (様式8-2)</p> <p>[略]</p> <p>(9) 手持ち機械の状況 (様式9-1)</p> <p>[略]</p> <p>(10) 機械リース元一覧 (様式9-2)</p> <p>[略]</p> <p>(11) 労務者の確保計画 (様式10-1)</p> <p>[略]</p> <p>(12) 工種別労務者配置計画 (様式10-2)</p> <p>[略]</p> <p>(13) 建設副産物の搬出地 (様式11)</p> <p>[略]</p> <p>(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式12)</p> <p>[略]</p> <p>(15) 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式13-1)</p> <p>[略]</p> |
|--|--|

- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（[様式 12-2](#)）
〔略〕
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（[様式 12-3](#)）
〔略〕
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（[様式 13-1](#)）
〔略〕
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（[様式 13-2](#)）
〔略〕
- (20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（[様式 13-3](#)）
〔略〕
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（[様式 13-4](#)）
〔略〕
- (22) 誓約書（[様式 14](#)）
〔略〕
- (23) 施工体制台帳（[様式 15](#)）
〔略〕
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（[様式 16](#)）
〔略〕

4 費目別の確認等

特別重点調査における確認は、（2）に掲げるすべての項目について行うほか、（1）イからオまでの項目のうち、1（1）の基準に該当することとなったものに限り行う。費目を限った見積もり内容等の確認は、次の

- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（[様式 13-2](#)）
〔略〕
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（[様式 13-3](#)）
〔略〕
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（[様式 14-1](#)）
〔略〕
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（[様式 14-2](#)）
〔略〕
- (20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（[様式 14-3](#)）
〔略〕
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（[様式 14-4](#)）
〔略〕
- (22) 誓約書（[様式 15](#)）
〔略〕
- (23) 施工体制台帳（[様式 16](#)）
〔略〕
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（[様式 17](#)）
〔略〕

4 費目別の確認等

特別重点調査における確認は、（2）に掲げるすべての項目について行うほか、（1）イからオまでの項目のうち、1（1）の基準に該当することとなったものに限り行う。費目を限った見積もり内容等の確認は、次の

| | |
|---|---|
| <p>提出資料等により行うものとする。</p> <p>(1) 各費目の確認</p> <p>ア 各費目共通 (様式2-1、様式2-2、<u>様式3、様式15</u>)</p> <p>イ [略]</p> <p>(ア) 資材費 (発注者の積算総額で概ね100万円以上の資材を調査対象とする。) (<u>様式7-1、様式7-2</u>)</p> <p>(イ) 機械経費 (<u>様式8-1、様式8-2</u>)</p> <p>(ウ) 労務費 (<u>様式9-1、様式9-2</u>)</p> <p>ウ 共通仮設費 (<u>様式5-1、様式5-2、様式6</u>)</p> <p>エ 現場管理費 (<u>様式4、様式6</u>)</p> <p>オ 一般管理費等 (様式2-3、<u>様式14</u>)</p> <p>(2) 施工体制の確認</p> <p>ア 品質確保体制 (<u>様式12-1、様式12-2、様式12-3</u>)</p> <p>イ 安全確保体制 (<u>様式13-1、様式13-2、様式13-3、様式13-4</u>)</p> <p>ウ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制 (<u>様式10、様式11</u>)</p> <p>エ その他施工体制全般 (<u>様式3、様式16</u>)</p> <p>5 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 関係資料の公表</p> <p>ア 部局長は、3(22)の資料(誓約書)を提出し、施工に要する費</p> | <p>提出資料等により行うものとする。</p> <p>(1) 各費目の確認</p> <p>ア 各費目共通 (様式2-1、様式2-2、<u>様式3、様式4、様式16</u>)</p> <p>イ [略]</p> <p>(ア) 資材費 (発注者の積算総額で概ね100万円以上の資材を調査対象とする。) (<u>様式8-1、様式8-2</u>)</p> <p>(イ) 機械経費 (<u>様式9-1、様式9-2</u>)</p> <p>(ウ) 労務費 (<u>様式10-1、様式10-2</u>)</p> <p>ウ 共通仮設費 (<u>様式6-1、様式6-2、様式7</u>)</p> <p>エ 現場管理費 (<u>様式5、様式7</u>)</p> <p>オ 一般管理費等 (様式2-3、<u>様式15</u>)</p> <p>(2) 施工体制の確認</p> <p>ア 品質確保体制 (<u>様式13-1、様式13-2、様式13-3</u>)</p> <p>イ 安全確保体制 (<u>様式14-1、様式14-2、様式14-3、様式14-4</u>)</p> <p>ウ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制 (<u>様式11、様式12</u>)</p> <p>エ その他施工体制全般 (<u>様式4、様式17</u>)</p> <p>5 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 関係資料の公表</p> <p>ア 部局長は、3(22)の資料(誓約書)を提出し、施工に要する費</p> |
|---|---|

用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、[様式17](#)及び[18](#)により整理し、企業ごとに一覧することができるよう、各部局ホームページにおいて公表するものとする。また、本省において、農林水産省ホームページ上で一元的に公表を行うため、落札者と契約を締結した場合は、速やかに、上記により公表する[様式18](#)を本省（庁）の担当課あて電子メールで送付するものとする。なお、本省（庁）の担当課は、これを受けて大臣官房予算課会計指導班へ電子メールで送付するものとする。

イ 〔略〕

(4)、(5) 〔略〕

6 〔略〕

用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、[様式18](#)及び[19](#)により整理し、企業ごとに一覧することができるよう、各部局ホームページにおいて公表するものとする。また、本省において、農林水産省ホームページ上で一元的に公表を行うため、落札者と契約を締結した場合は、速やかに、上記により公表する[様式19](#)を本省（庁）の担当課あて電子メールで送付するものとする。なお、本省（庁）の担当課は、これを受けて大臣官房予算課会計指導班へ電子メールで送付するものとする。

イ 〔略〕

(4)、(5) 〔略〕

6 〔略〕

附 則

この通知は、令和元年5月15日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。